

## 廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定

### 1 指定区域一覧

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある区域を以下のように、指定区域として指定しました。

指定番号 指定年月日	指定区域	埋立地の区分
産1 平成22年 10月1日	北九州市若松区小竹 1668番1、1704番、1705番、1706番1、1711番1、1858番1、1859番1、1860番1及び1863番3地先 （北九州市若松区響町三丁目1番1、1番2の一部、1番3、1番4、1番5、1番7の一部、1番12、1番13、1番14、1番15、1番16、1番17、1番18、1番19、1番20、1番21、1番22、1番23、1番24、1番25、1番26、1番27、1番28、1番29、1番30、1番31、1番32、1番33、1番35、1番36、1番41、1番42、1番43、1番44、1番45、1番46、1番47、1番48、1番49、1番50、1番51、1番52、1番53、1番54、1番55及び1番56）	政令第13条の2 第1号
産2 平成22年 10月1日	北九州市若松区柳崎町1番地先 （北九州市若松区柳崎町4番）	政令第13条の2 第1号
産3 平成22年 10月1日	北九州市門司区大字恒見 1209番1、1210番、1211番、1246番、1247番、1250番、1251番及び1252番	政令第13条の2 第1号
産4-1 平成23年 3月1日	北九州市若松区大字小石及び大字小竹地先の一部 （北九州市若松区向洋町21番1、21番4、22番1、22番2、22番3、22番4及び22番5）	政令第13条の2 第2号
産4-2 平成23年 3月1日	北九州市若松区大字小石及び小竹地先の一部 （北九州市若松区向洋町40番1、40番2、40番3、40番4、40番5、40番6、40番7、43番1、43番2、43番3、43番4、46番1、46番2、46番3、49番、52番1、52番2、52番3、52番4及び52番6）	政令第13条の2 第1号
産5 平成26年 12月24日	北九州市若松区大字小石地先 （北九州市若松区向洋町20番）	政令第13条の2 第1号

産 6 平成 26 年 12 月 24 日	北九州市門司区大字白野江 1529 番外 (詳細は指定区域台帳でご確認ください。)	政令第 13 条の 2 第 1 号
産 7 平成 28 年 9 月 26 日	北九州市若松区大字小竹 1678 番、1704 番、1705 番、1706 番、 1706 番 1、1711 番 1、1858 番 1、1859 番 1、1860 番 1 及び 1863 番 3 地先 (北九州市若松区響町三丁目 8 番 1、8 番 2、19 番 1 及び 19 番 2)	政令第 13 条の 2 第 1 号
産 8 平成 30 年 7 月 6 日	北九州市若松区向洋町 1 8 番 1 の一部 (別紙 1 のとおり)	政令第 13 条の 2 第 1 号
産 9 平成 30 年 11 月 28 日	北九州市門司区大字白野江 1 番、1 番 2、2 番、3 番、4 番、5 番、 61 番、62 番 1、62 番 2、64 番 1、64 番 2、250 番 4、250 番 5、 250 番 6、1053 番 8、1059 番及び 1060 番の各一部並びに大字田 野浦 1290 番、1299 番、1305 番、1306 番、1308 番、1309 番 1、 1310 番及び 1311 番の各一部	政令第 13 条の 2 第 1 号
産 10 令和 4 年 12 月 21 日	北九州市若松区大字小竹 3011 番地先及び柳崎町 4 番地先の公有 水面の一部 (北九州市若松区柳崎町 5 番 1、5 番 2 及び 6 番)	政令第 13 条の 2 第 1 号
産 11 令和 5 年 3 月 16 日	北九州市門司区大字恒見 1313 番 1 の一部	政令第 13 条の 2 第 1 号

## 2 埋立地の区分

指定区域一覧表中の「埋立地の区分」欄については、こちらをご覧ください。

埋立地の区分	内容
政令第 13 条の 2 第 1 号	廃棄物処理法に基づき、廃止の確認がされた最終処分場の埋立地
政令第 13 条の 2 第 2 号	廃棄物処理法に基づき、廃止の届出がされた最終処分場の埋立地
政令第 13 号の 2 第 3 号イ、 省令第 12 条の 31 第 1 号	廃棄物処理法に基づく設置届出がされた廃棄物の最終処分場のうち、平成 3 年 法改正により創設された廃止届の施行（平成 4 年 7 月 4 日）前に廃止されたも の。

<p>政令第 13 号の 2 第 3 号イ、 省令第 12 条の 31 第 2 号</p>	<p>市町村又は廃棄物処理業者が設置していたミニ処分場（廃棄物処理法に基づく設置届出制の施行後、かつ平成 9 年の廃棄物処理法施行令の一部改正（平成 9 年政令第 269 号）の施行前に設置された規模要件未満の最終処分場）及び旧処分場（廃棄物処理法に基づく設置届出制の施行前に設置された最終処分場）のうち、廃止されたもの。ただし、廃棄物処理法施行の際に現に埋立処分の用に供されたものに限る。</p>
<p>政令第 13 号の 2 第 3 号ロ</p>	<p>生活環境の保全上の支障の除去等のために廃棄物処理法に基づく措置命令又は代執行等により必要な措置が講じられた廃棄物の埋立地</p>

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）を「政令」、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年省令第 35 号）を「省令」と略しています。